

令和2年1月17日

全国健康保険協会  
理事長 安藤 伸樹 様

富山支部長 松井 泰治

令和2年度の都道府県単位保険料率の変更に係る支部長意見

標記について、健康保険法の規定に基づき、下記のとおり申出を行います。

記

令和2年度の都道府県単位保険料率の変更に当たり、支部評議会において意見を聴取した結果、当職としては、平均保険料率 10%維持並びに激変緩和措置の解消等の考え方に基づき、令和2年度富山支部保険料率を 9.59%とすることは妥当と考えます。

先般開催した支部評議会では、中長期的な動向等を加味し、平均保険料率 10%を維持すべきとの意見を賜り、令和2年度富山支部保険料率を 9.59%とすることに異論はありませんでした。

また、同評議会において、医療費を抑える行動が保険料率の引下げにつながることを周知していくことが重要との意見も賜っており、当支部では、加入者・事業主における医療費を抑える行動が一層促進されるよう、保健事業や医療費適正化の取組等、戦略的保険者機能の発揮に努めてまいります。

以上

## 評議会の意見

これまでの審議における評議会の意見は以下のとおり。

## (評議会)

- 平均保険料率のあるべき水準について、基本的にはより低いほうが望ましいが、中長期的な動向等を加味すれば、10%を維持すべき。また、医療費を抑える行動が保険料率の引下げにつながることを周知していくことが重要。
- 激変緩和措置について、計画通り解消すべき。インセンティブ制度について、令和2年度保険料率に反映することに異論はないが、取組の結果が全体の医療費抑制につながる制度であるべき。
- 保険料率の変更時期については、例年通り4月納付分からとすべき。

## (学識経験者)

- 中長期的な見通しは不透明。3.8ヶ月分の準備金が積み上がっているが、情勢が変われば直ちに崩壊することになる。1ヶ月分の運転資金しかない民間企業に余裕があるとはいえず、法律により1ヶ月分の積立が定められているが、1ヶ月分を超えれば安定しているという根拠にはならない。安定した運営を続けるため、保険料率を維持すべき。
- 湿布薬や花粉症薬を保険適用から除外すべきといった意見は、将来の見通しを踏まえ、医療費の抑制を図っていかなければならないというメッセージ。給付内容を狭め、一方で保険料率を引き下げるといっているのであれば、その整合性を確保する必要がある。

## (事業主代表)

- 保険料率は低いほうがよいが、少子高齢化等、先行きは不透明。保険料率の将来的な見通しが引上げ基調であれば、現時点で10%維持はやむを得ない。
- 今後の社会保障制度全体の見直しの議論の中で、国庫補助の引下げが行われれば、保険料率に多大な影響が生じる。可能な限り、持続性を担保できる運営を進めるべき。
- インセンティブ制度について、制度自体は進めていくべきと考えるが、報奨金が少額でありモチベーションにつながりづらい。

## (被保険者代表)

- 医療費を抑える努力が重要であり、医療費を抑えれば保険料率が引き下がることを加入者に伝えるべき。また医療費の抑制が保険料率の引上げを先延ばすことにもつながる。
- インセンティブ制度について、支部間で競争させることには違和感があるが、保険料率を下げるための努力を続けていくことは重要。